

# 平成 3 1 年度財政投融资計画編成 における政策評価の活用

平成 31 年 3 月  
理 財 局

# 目 次

一般財団法人 民間都市開発推進機構 . . . . . 1

株式会社海外交通・都市開発事業支援機構 . . . . . 2

## ◆ 主な活用事例

### 《一般財団法人 民間都市開発推進機構》

- 優良な民間都市開発事業に係るメザニン支援事業

#### <施策の概要>

- 都市の国際競争力強化や地方都市の活性化に資する優良な民間都市開発プロジェクトについて、事業者が特に調達することが困難なメザニン（貸付け・社債取得）を供給する。

#### <要求省庁・機関における政策評価>

##### ①政策的必要性

一般に、民間都市開発事業は、資金回収が長期にわたり、リスク性資金の供給が必要とされているところ、不動産事業の特性から民間金融機関からの融資のみでは十分に対応しきれず、特に長期安定的なミドルリスク資金の供給が十分ではないことから、公的な支援が必要である。

##### ②民業補完性

一般に、民間都市開発事業は、その特性から長期安定的なミドルリスク資金についての公的な支援が必要とされているところ、機構は、民間金融機関が担うシニアローンに劣後するメザニン部分に限って支援を行うこととしている。

##### ③有効性

機構がこれまでに支援した案件（6件、526億円）の総事業費は6,159億円であり、国際競争力の強化等の高いポテンシャルを有する地域において行われる波及効果の大きい優良な事業について、事業化を促している。

##### ④その他（財務の健全性への影響等）

民間金融機関等からの出向者が所属する審査部が個別案件の審査を行うなど、リスク管理体制の整備により、財務の健全性の確保は適切に図られている。

#### <政策評価の活用状況>

政策的必要性（①）については、都市の国際競争力強化や地方都市の活性化に積極的な波及効果が認められる民間都市開発事業は、資金回収に長期間を要するためリスクが高く、民間金融機関の融資のみでは事業者が必要な事業費を調達できない場合があり、公的な支援が必要であることから、認められる。

民業補完性（②）については、機構の支援は、民間金融機関が担う短期のシニアローンではなく、長期のメザニンを対象としており、問題はない。

有効性（③）については、長期のメザニンは、民間金融機関が担うことが困難な分野であり、機構の支援がなければ、都市開発事業の長期の事業期間に対応した財源が確保できないため、有効性があると認められる。

財務の健全性への影響等（④）については、支援を予定する案件のうち一つについて、機構における事業者の財務状況の把握が不十分であり、財務の健全性の確認に課題が認められることから、機構の要求額を減額して措置することとした。

【財政投融资 対要求 50億円減】

## ◆ 主な活用事例

### 《株式会社海外交通・都市開発事業支援機構》

- 交通・都市開発事業における日本企業の海外展開に係る出資事業

#### <施策の概要>

- 我が国に蓄積された知識、技術及び経験を活用して海外において交通事業及び都市開発事業を行う者等に対して資金を供給する。

#### <要求省庁・機関における政策評価>

##### ①政策的必要性

機構が我が国事業者と協調し、「出資」と「事業参画」を行い、我が国事業者の海外における交通・都市開発事業への参入促進を図る。

##### ②民業補完性

機構が我が国事業者の事業活動を後押しし、現地事業者への出資と事業参画を協調して行うこと等をもって、民間投資を誘発している。

##### ③有効性

機構が支援を行うことにより、我が国事業者の積極的な事業への参入を促進することは、海外における我が国企業の受注等を確保する上で有効である。

##### ④その他（財務の健全性への影響等）

長期的に収益性が見込める交通や都市開発の事業からの配当収入、出資持分の売却収入等により、収益の確保が可能と見込まれる。

#### <政策評価の活用状況>

政策的必要性（①）については、機構の支援は、我が国事業者の海外における事業への参入促進につながり、世界の旺盛なインフラ需要を取り込み、我が国の経済成長に資するものであることから、認められる。

民業補完性（②）については、機構による支援は、海外インフラ案件に伴う政治リスクなど、民間では負担しきれないリスクを負担するものであり、機構が我が国事業者との間で最大出資者にならないこと等を原則としており、問題はない。

有効性（③）については、海外における交通・都市開発事業は、長期にわたる整備、運行段階の政治・需要リスク等への対応が民間企業参画の障害となっており、機構からのリスクマネーの供給等が我が国企業の積極的な事業への参入を促進する上で有効であると認められる。

財務の健全性への影響等（④）については、機構の出資実績が、計画からかい離しているとの課題が認められることから、要求の積算案件について資金拠出の蓋然性等を整理し、要求額を減額して措置することとした。

【財政投融资 対要求 171 億円減】